

市民団体からの要望事項について

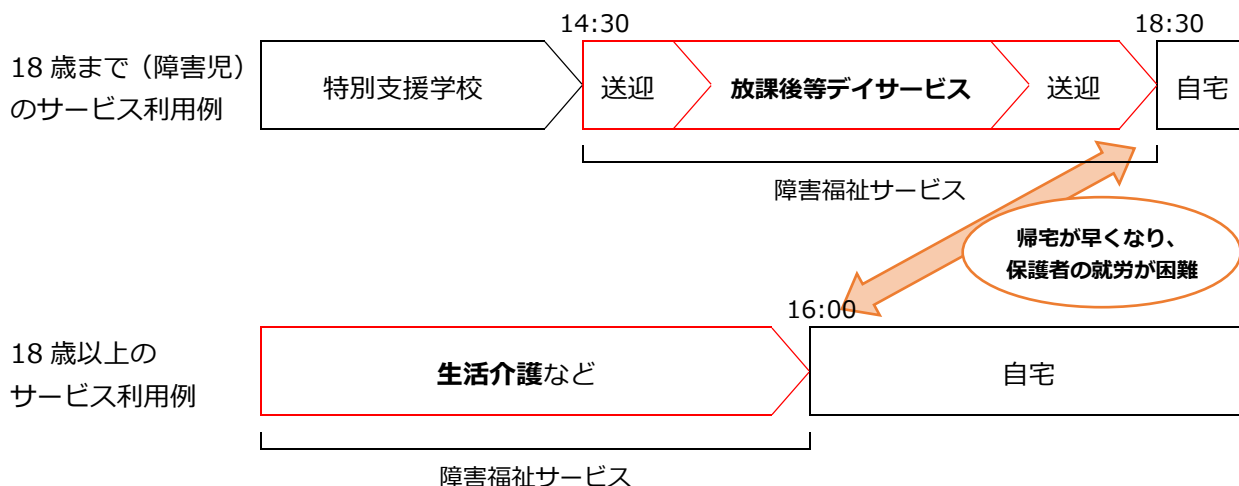
1 要望事項の概要

- 要 旨：
- 1 放課後等デイサービスから成人期サービスへの切れ目ない移行支援を行うこと
 - 2 事業所終了後に利用できる、夕方以降の障がい者向け居場所支援等を充実させること
 - 3 日中一時支援などの利用枠拡大と、休日支援体制を充実させること
 - 4 計画相談支援事業所及び、相談支援員の不足解消を図ること
 - 5 支援員不足改善のため、人材確保や処遇改善への支援を行うこと
 - 6 移動手段などの充実を図ること

理 由： 特別支援学校卒業後は放課後等デイサービスを利用することができず、就労継続支援事業所や生活介護事業所の終了後（夕方以降）の居場所がない。そのため、障害者本人の精神的不安や保護者の就労継続が困難になるなど、いわゆる「18歳の壁」に直面し、多くの負担が生じている。

また、相談支援事業所や支援員の不足などにより、必要な支援につながりにくい。さらに日中一時支援やショートステイなど、地域資源も不足しており、家族が孤立しやすい現状がある。

<イメージ>



2 各種制度の現状

(1) 生活介護は9時間を超えてサービス提供が可能

- 生活介護の基本報酬としては8時間以上9時間未満の区分が最長であるが、9時間を超えてサービス提供することも可能であり、その場合には延長支援体制加算を算定できる。
- しかしながら、長時間のサービス提供には職員体制の確保などに課題があるとの声も聞く。実際に、延長支援体制加算は指定権者（埼玉県など）に対し事前に届け出る必要があるが、市内で届け出を行っている事業所は少数である。

(2) 生活介護と日中一時支援は同日利用できない

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、生活介護などの日中活動サービスは、給付費の請求単位が1日単位で設定されている。一方、市の任意事業である日中一時支援の給付費請求単位も1日単位で設定されていることから、現在、本市では同日の利用を認めていない。

(3) 日中一時支援を行う事業所の現状など

- 令和8年4月現在、31事業所が登録されており、そのうち市内の事業所は9か所。
- 同一敷地内で生活介護も行っている市内事業所は1か所のみ。
- 通所サービス事業所間での送迎は、送迎加算の対象外（経費を請求できない）。

(4) 計画相談支援事業所の現状

- 令和8年4月～6月のセルフプラン率は、障害者（大人）が40.7%、障害児が70.7%。なお、いずれも本人（障害児は保護者）の希望によるものであり、望まないセルフプランはゼロ。
- 市内事業所の大半で新規相談者の受入れが難しい状況にあり、新規事業者の参入促進などの取組は引き続き必要である（現計画163・176ページに記載）。
- 相談支援専門員の養成研修は埼玉県が行っている（都道府県等が実施者）。
- 令和8年度報酬改定により、本年6月から、計画相談支援事業所においても福祉・介護職員処遇改善加算を算定可能になった。市内11事業所中、7事業所が届け出を行っている。

3 今後の検討事項

- ① 生活介護事業所、日中一時支援事業所、計画相談支援事業所などへの調査の実施
（事業所の職員体制の実態、利用者のニーズ把握等）
- ② 他自治体への調査の実施